

千葉市公告第622号

千葉市公共下水道事業受益者分担金条例（平成8年千葉市条例第25号）第3条第1項の規定により、公共下水道事業受益者分担金の賦課対象区域を定めたので公告します。

令和4年8月8日

千葉市長 神谷俊一

1 賦課対象区域

南部処理区

若葉区 加曾利町 の一部

関係図は、千葉市建設局下水道企画部下水道経理課において、公告日以降供覧します。